

千歳市建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る建築物の措置等に関する要綱

第1章 千歳市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る建築物の措置等

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に規定される建築物に係る措置等に関して、千歳市長（以下「市長」という。）が行う事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定める。

第2章 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(適合基準)

第2条 建築物エネルギー消費性能確保計画は、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

(判定の実施)

第3条 前条の基準に適合するかどうかの判定（以下「適合性判定」という。）を申請しようとする建築主は、千歳市建築主事又は建築副主事に建築基準法（以下「基準法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認申請書又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知を提出する場合、法第14条第1項に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下、「登録省エネ判定機関」という。）に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、法第14条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第3項又は同法第12条第4項に規定する適合判定通知書（法施行規則様式（以下、「規則様式」という。）第7又は第17）の交付を受け、当該適合判定通知書若しくはその写しを千歳市建築主事又は建築副主事あてに提出するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第4条 適合性判定の申請を行った建築主は、千歳市建築主事又は建築副主事から基準法第7条第5項又は同法第18条第22項に規定する検査済証の交付を受けようとする場合、前条の計画の変更が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法施行規則（以下、「法施行規則」という。）第5条の軽微な変更該当していることを説明する建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（以下「軽微変更該当説明書」という。（要綱様式1-1又は1-2））を基準法第7条第1項又は同法第18条第20項に基づく完了検査申請書又は工事完了通知書に添付して提出するものとする。

2 建築主は、前項の場合において、計画の変更が法施行規則第13条の規定に基づき、再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く。）に該当していることを証する軽微変更該当証明書（要綱様式2）の交付を登録省エネ判定機関に求め、当該軽微変更該当証明書若しくはその写しを軽微変更該当説明書に添付するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(認定基準)

第5条 建築物エネルギー消費性能向上計画は、法第30条第1項各号に規定する認定基準に適合するものとする。

(事前審査)

第6条 申請者は、市長に法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書（以下「計画認定申請書」という。）を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下、「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、登録省エネ判定機関に認定に係る技術的審査（以下「判定機関審査」という。）を依頼し、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下「計画認定適合証」という。（要綱様式3））の交付を受けるものとする。

2 前項に定める計画認定適合証は、法第30条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合することを証したものであること。

(認定申請)

第7条 申請者は、法第29条第1項に規定する認定を申請する場合は、法施行規則第20条の計画認定申請書の正副2部を市長に提出するものとする。

2 申請者は、第1項の申請に併せて法第30条第2項に規定する申し出を行おうとする場合は、基準法第6条第1項に規定する確認申請書を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申し出の際に基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合は、基準法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関の判定を受けるものとする。

4 市長は、第1項の申請書受理後、当該申請書の副本を申請者に返却するものとする。

(認定申請に必要な図書)

第8条 申請者は、法施行規則第20条に規定する図書のほか、次に定める図書を提出するものとする。

- (1) 第6条第1項に規定する計画認定適合証の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(認定通知)

第9条 市長は、第7条第1項の申請があった場合において、法第30条第1項に規定する計画の認定をしたときは、法施行規則第24条第1項に規定する同条第2項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（以下「計画認定通知書」という。（規則様式第28））を申請者に交付するものとする。

(変更認定申請)

第10条 前条の認定を受けた建築主（以下「計画認定建築主」という。）は、法第31条第1項に規定する計画の変更を行おうとする場合は、法施行規則第26条の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書（規則様式第29）の正副2部を市長に提出するものとする。

2 前項の規定は、第5条から第8条までの規定を準用する。

(変更認定の通知)

第11条 市長は、前条の規定に基づき変更した計画の認定をしたときは、法施行規則第27条の規定により、計画認定建築主へ建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書（規則様式30）を交付するものとする。

(取下げ届)

第12条 申請者は、認定を受ける前に取り下げる場合は、取下げ届（要綱様式4）を市長に提出するものとする。

(取りやめ届)

第13条 計画認定建築主は、第9条の認定を受けた計画の建築を取りやめる場合は、取りやめ届（要綱様式5）の正副2部並びに計画認定通知書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取りやめ届受理後、当該届の副本に併せて計画認定通知書を計画認定建築主に返却するものとする。

(譲渡人決定の届け出)

第14条 計画認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲受人に譲り渡した場合、計画認定建築主又は譲受人は、単独又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を名義変更届出書（要綱様式6）により市長に届け出るものとする。

(軽微な変更)

第15条 計画認定建築主は、法施行規則第25条に規定する変更をしようとする場合は、軽微な変更届（要綱様式7）正副2部に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の軽微な変更届受理後、当該届の副本を計画認定建築主に返却するものとする。

(完了報告等)

第16条 計画認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了した場合は、当該計画に従って建築工事が完了した旨を建築士が確認した後、速やかに工事完了報告書（要綱様式8）を市長に提出するものとする。

2 計画認定建築主は、市長から法第32条に規定する報告を求められた場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画状況報告書（要綱様式9）を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第17条 市長は、第7条第1項又は第10条第1項の申請があった場合において、当該申請の計画が法第30条第1項に規定する基準に適合しないと認めたときは、当該計画の認定をしないものとし、認定しない旨の通知書(要綱様式10)を申請者に交付するものとする。

(改善命令)

第18条 市長は、法第33条に規定する改善命令を行うときは、改善命令書(要綱様式11)により計画認定建築主に命ずるものとする。

(認定の取消し)

第19条 市長は、法第34条に規定する認定の取消しを行うときは、認定取消通知書(要綱様式12)により計画認定建築主に交付するものとする。

第4章 その他

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。